（国民経済計算部に置く課）

第三十一条　国民経済計算部に、次の八課を置く。

企画調査課
国際基準課
国民支出課
国民生産課
分配所得課
国民資産課
価格分析課
地域・特定勘定課

（企画調査課の所掌事務）

第三十二条　企画調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国民経済計算部の所掌事務に関する連絡調整に関すること（国際基準課の所掌に属するものを除く。）。

二　国民経済計算の体系の整備及び改善を行うこと（国際基準課及び地域・特定勘定課の所掌に属するものを除く。）。

三　［略］

（国際基準課の所掌事務）

第三十三条　国際基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国民経済計算部の所掌事務（国際連合その他の国際機関が作成する国民経済計算の体系に関する基準、指針その他これらに類するもの（次号において「国際基準等」という。）に関するものに限る。）に関する連絡調整に関すること。

二　国民経済計算の体系の整備及び改善を行うこと（国際基準等と調和させるために必要なものに限る。）。

第三十四条　［略］

第三十五条　［略］

第三十六条　［略］

第三十七条　［略］

第三十八条　［略］

（国民経済計算部に置く課）

第三十一条　国民経済計算部に、次の七課を置く。

企画調査課
国民支出課
国民生産課
分配所得課
国民資産課
価格分析課
地域・特定勘定課

（企画調査課の所掌事務）

第三十二条　企画調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国民経済計算部の所掌事務に関する連絡調整に関すること。

二　国民経済計算の体系の整備及び改善を行うこと（地域・特定勘定課の所掌に属するものを除く。）。

三　［同上］

［条を加える。］

第三十三条　［同上］

第三十四条　［同上］

第三十五条　［同上］

第三十六条　［同上］

第三十七条　［同上］

（地域・特定勘定課の所掌事務）

第三十九条　地域・特定勘定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国民経済計算の体系のうち地域経済計算の体系の整備及び改善を行うこと（国際基準課の所掌に属するものを除く。）並びに国民経済計算のうち地域経済計算を作成すること。

二　国民経済計算の体系のうち特定勘定に関する経済計算の体系の整備及び改善を行うこと（国際基準課の所掌に属するものを除く。）並びに国民経済計算のうち特定勘定に関する経済計算を作成すること。

第四十条　［略］

第四十一条　［略］

第四十二条　［略］

第二節　迎賓館

第四十三条　［略］

第四十四条　［略］

第四十五条　［略］

第四十六条　［略］

第四十七条　［略］

第四十八条　［略］

第四十九条　［略］

第五十条　［略］

第五十一条　［略］

第五十二条　［略］

第五十三条　［略］

第三章　特別の機関

第五十四条　［略］

第五十五条　［略］

第五十六条　［略］

第五十七条　［略］

第五十八条　［略］

第五十九条　［略］

第四章　地方支分部局

第六十条　［略］

第五章　顧問及び参与

第六十一条　［略］

第六十二条　［略］

（地域・特定勘定課の所掌事務）

第三十八条　地域・特定勘定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国民経済計算の体系のうち地域経済計算の体系の整備及び改善を行うこと並びに国民経済計算のうち地域経済計算を作成すること。

二　国民経済計算の体系のうち特定勘定に関する経済計算の体系の整備及び改善を行うこと並びに国民経済計算のうち特定勘定に関する経済計算を作成すること。

第三十九条　［同上］

第四十条　［同上］

第四十一条　［同上］

第二節　迎賓館

第四十二条　［同上］

第四十三条　［同上］

第四十四条　［同上］

第四十五条　［同上］

第四十六条　［同上］

第四十七条　［同上］

第四十八条　［同上］

第四十九条　［同上］

第五十条　［同上］

第五十一条　［同上］

第五十二条　［同上］

第三章　特別の機関

第五十三条　［同上］

第五十四条　［同上］

第五十五条　［同上］

第五十六条　［同上］

第五十七条　［同上］

第五十八条　［同上］

第四章　地方支分部局

第五十九条　［同上］

第五章　顧問及び参与

第六十条　［同上］

第六十一条　［同上］